

優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

洗濯機用サイホン排出管

Siphonic Discharge Pipe for Wash Machine

BLFS SD:2016

2017年3月31日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
(6. 寸法)

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 洗濯機用サイホン排出管のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管

I. 総則

1. 適用範囲

既存の集合住宅の住戸内に設置する、サイホン作用を利用して洗濯機の排水を浴室内に流す洗濯機用サイホン排出管に適用する。

2. 用語の定義

- a) サイホン排出管方式：洗濯機の排水を間接排水で行う方式のうち、小口径の床下配管と浴室貫通部の露出配管等から構成されたもので、サイホン作用を利用して、浴室内に排水を開放する方式をいう。
- b) 延長排水ホース方式：洗濯機の排水を間接排水で行う方式のうち、洗濯機付属の排水ホースに接続した延長ホースを露出で設置し、自然流下で、浴室内に排水を開放する方式をいう。
- c) 山越管：サイホン排出管方式において、床下配管からの立ち上がり、浴室貫通部、浴室内の立下りの配管で構成された部分をいう。
- d) ホース接続ユニット：サイホン排出管方式において、洗濯機付属の排水ホースを接続する構成部品をいう。
- e) 洗濯機設置台：洗濯機の下に設置する台をいう。
- f) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品またはその部分若しくは代替品をいう。
- g) 消耗品：取替えパーツのうち耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- h) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理等をその範囲に加える。
- i) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 構成部品は、表-1 による。

表-1 構成部品

構成部品	構成の別	備考
ホース接続ユニット	●	
ミニ防水パン	●	※1 洗濯機設置台として洗濯機用防水パンを使用する場合は除く。
床下配管	●	
露出配管	●	
配管継手	●	
支持金物	●	
配管カバー	○	
洗濯機設置台	●	※1 ユニット別基準による ※2 山越管最上部の高さより、洗濯機排水弁の高さが上となる次の場合は、必須構成部品から除く。 ・別途建築工事等による造作で高さを確保する場合 ・高さのある洗濯機用防水パンが兼ねる場合

注) 構成の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本能力上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

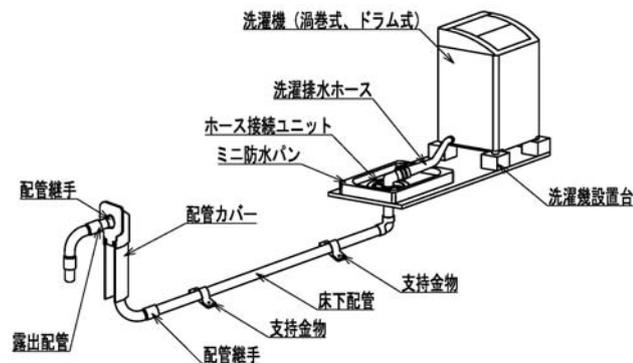


図-1 構成図

4. 材料

a) 構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工の範囲は、原則として次による。

- ホース接続ユニットと防水パンの設置及び接続
- 床下配管の接続及び固定
- 露出配管の接続及び固定

- d) 配管カバーの固定（設置する場合）
- e) 洗濯機設置台の固定（設置する場合）
- f) その他構成部品の取付

6. 寸法

なし

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 排水性能

1) 排水時間

サイホン排出管は、標準的な施工条件において、延長排水ホース方式で排水した場合と比較して、1回の排水時間が所定の範囲内であること。

2) 最長排水

サイホン排出管は、最大の配管延長と曲がり数で施工した状態で、標準的な施工条件の延長排水ホース方式で排水した場合と比較して、1回の排水時間が所定の範囲内であること。

3) 繰り返し排水

サイホン排出管は、繰り返し排水性能を有していること。

4) 少量排水

サイホン排出管は、少量排水性能を有していること。

b) 騒音

サイホン排出管の騒音は、排水時の騒音が、延長排水ホース方式と同等であること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安全性の確保

a) 満水性能

サイホン排出管は、満水性能を有していること。

b) 耐熱性

サイホン排出管は、耐熱性能を有していること。

c) ホース接続ユニットの性能

ホース接続ユニットは、下記の性能を満足すること。

1) 耐熱衝撃性

2) 落下強度

3) 排水性

4) 耐圧性

d) ミニ防水パンの防水性

ミニ防水パンは、防水性を有していること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 配管材料の内外面は、滑らかで使用上有害な傷、割れ等のないこと。また、管断面は、実用的に正円であり、かつ、その両端面は、管軸に対して直角であること。
- b) 人が触れる恐れのある部分は、鋭角部や突起部がなく、けがをしないような形状・加工状態であること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

- a) 洗濯機用サイホン排出管のつまり時の注意喚起
洗濯槽に水が入った状態で、つまり時等にホース接続部をはずした場合、洗濯槽の水がホース接続部から溢れる危険性について適切に注意喚起がされること。
- b) 洗濯機ホースの脱着時のあふれ防止対策
ミニ防水パンは、洗濯槽に水がない状態で、洗濯機排水ホースをホース接続ユニットからはずした場合、洗濯機用サイホン排出管内の滞留水を保持できる容量を確保すること。
- c) サイホン排出管末端部の閉塞防止等
洗濯機用サイホン排出管の末端部は、閉塞等が起きないように、浴室床面からの適切な離隔距離の確保等の配慮がなされること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

なし

1.3 耐久性の確保

- a) ホース接続部の耐久性
洗濯機用サイホン排出管と洗濯機ホースとの接続部は、緊結できるものとし、繰り返しの使用に耐える以下の強度を有していること。
 - 1) 引っ張り強度
 - 2) 耐衝撃性
- b) 配管露出部の耐衝撃性
配管露出部は、耐衝撃性を有していること。
- c) 耐食性
洗濯機用排水が流れる箇所は、洗剤・薬品等に対する以下の耐食性を有していること。
 - 1) 耐酸性
 - 2) 耐アルカリ性

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 洗濯機用サイホン排出管のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取り外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書その他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| 1) ホース接続ユニット | 3年 |
| 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 | 2年 |

<免責事項>

1. 住宅用途以外で使用した場合の不具合
2. 住宅用の洗濯機以外の排水に使用した場合の不具合
3. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
4. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
5. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
6. 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象
7. 海外付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
8. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
9. 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替への配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提条件を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間は10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が、構築されているとともに次の内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

洗濯機用サイホン排出管の施工について、次の事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報がわかりやすく表現されている施工説明書等により施工者に提供されること。
- b) 次の品質保証に関する事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFS SD：2016）は、2017年3月31日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFS SD：2014）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

自由提案型優良住宅部品認定基準 (洗濯機用サイホン排出管)

解 説

この解説は、「自由提案型優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」の制定内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. ユニット別基準（洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台））の追加

II その他

1 基準の制定

建設時に洗濯機用置き場及び排水設備がなかった集合住宅においては、後付けの洗濯機用防水パンの設置や排水縦管への排水管接続工事などを行って、洗濯機の直接排水化を測る改修方法がある。

一方、現在においても条件的に直接排水化が難しい住宅があり、その場合には、洗濯機の排水ホースを延長し浴室内へ開放するなどの対応がなされている。しかしながら、こうした対応ではホースが通路を横断する場合もあり、設置準備の手間その他、室内移動時の歩行障害等の課題がある。

本基準は、従来の排水ホースを延長する方式に替わる、小口径の床下配管と浴室貫通部の山越管等から構成されたもので、サイホン作用を利用して、浴室内に洗濯機の排水を開放する方式のサイホン排出管について、自由提案型として基準を制定したものである。